

## 令和6年度立地企業人材確保支援事業委託業務プロポーザル審査要領

令和6年度立地企業人材確保支援事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度立地企業人材確保支援事業委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(10点)
(2) 業務の内容	(80点)
(3) 実施体制及びスケジュール	(10点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日程及び会場

令和6年5月20日（月）（予定）

※審査委員会の日時及び会場については、別途通知します。

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、協議を経て、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査項目(2)の得点が高い順に候補者と次点者を選定し、点数が同じ場合は見積経費が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点		配点	
(1) 業務に対する 考え方	現状や課題を踏まえ、事業目的を理解した上での提案となっているか		10	
(2) 業務の内容	企画・広報	オンライン形式と対面形式双方の強みを効果的に活用し、組み合わせた開催方法が提案されているか	30	80
		県内外問わず、立地企業の魅力や採用情報等を効果的に発信するなど、KPI達成のために必要なイベント周知及び効果的な広報手段が具体的に提案されているか		
		事業効果を高めるための工夫など独自の提案がされているか		
	オンライン形式 合同企業説明会	立地企業の魅力や採用情報等が分かりやすく閲覧することができるとともに、求職者と立地企業の担当者が面談を容易に実施できる開催方法が提案されているか	30	
		立地企業への興味、関心を高めるための効果的な手法が具体的に提案されているか		
		本事業により得られる求職者データの活用方法と合同企業説明会（対面形式）への参加の誘導方法が提案されているか		
対面形式 合同企業説明会	立地企業の採用情報を伝えるための効果的な手法や当日のプログラムが提案されているか	20		
	当日の面談数を増やす工夫や求職者の積極的な参加を促すための工夫が提案されているか			
(3) 実施体制及び スケジュール	業務を円滑に実施できる体制が整っているか。また、スケジュールについても、具体的かつ現実的な提案となっているか		10	
合計点			100	